

移動等円滑化取組計画書

令和元年12月26日

住 所 横浜市西区高島1-2-8

事業者名 京浜急行電鉄株式会社

代表者名（役職名及び氏名）

取締役社長 原田 一之

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

①旅客施設

バリアフリー法による国土交通省が定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針（以下、基本方針）」への対応のうち、エレベーターやスロープの設置による段差の解消、ホーム上の視覚障害者誘導用ブロックの整備、障がい者対応の多機能トイレの設置については全72駅で完了している。

また、視覚障がい者の転落を防止するためのホームドア設置については、利用者数が10万人以上の駅（大規模改良工事を控える品川駅は除く）は、2020年3月末までに設置完了予定とし、2020年度以降は基本方針を踏まえ、ホームからの転落件数や視覚障がい者の利用状況、ホームの混雑状況等を考慮し、整備計画を策定する。

そして、基本方針への対応は完了しているが更なる利便性向上を図るため、羽田空港国内線ターミナル駅は第1ターミナル側のエレベーターを大型に更新、また、現在、階段昇降機を設置している神奈川新町駅は駅舎改修計画と併せエレベーター設置の計画等を進めていく。

その他、大規模な改良を実施または予定している駅については、引き続きバリアフリー法に準拠して計画を進め、お客さまが利用しやすい駅を目指す。

②車両

ホームドア整備にあたり車両扉の統一を図るため、4ドア車両の800形車両の廃車（代替）と既存車両の車内案内の明瞭化を実施するとともに、2019年度までに保有するすべての編成において、1列車ごと2箇所以上の車いすスペースを設けることを目標とする。また、移動等円滑化に対応した新造車両の導入を推進していく。

## (2) 旅客支援、情報提供、教育訓練に関する事項

### ①旅客支援

線路転落事故等を防止するため、駅係員によるお客さまに対して声かけを終日、継続して実施することにより、高齢者や障がいのあるお客さまの安全の確保を行う。また、車いすご利用のお客さまの列車の乗降についても引き続き駅係員による渡り板を使用した案内を実施し、利用の円滑化を図る。

### ②情報提供

ホーム上での乗車位置の複雑さ解消や迅速で正確な鉄道情報の提供を行うため、案内サインの設置や鉄道情報アプリケーションの活用による情報提供等を 2020 年度までに実施することを目標とする。

また、当社のホームページをウェブアクセシビリティ（文字サイズの配慮、ページタイトルの見易さ等）に対応したものに更新し、お客さまの利便性向上を図る。

### ③教育訓練

障がい者の接遇に関する民間資格（サービス介助士）を乗務員および駅係員に習得させ、サポートを必要とされるお客さまに安心と信頼を提供できるよう目指す。

また、施設や車両の設計担当者等に対して、バリアフリー法に関する教習を実施し、移動等円滑化に対しての理解を深める。

## II 移動等円滑化に関する措置

### ① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計画内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
エレベーター更新駅	・羽田空港国内線ターミナル駅は、第1ターミナル側改札内エレベーターを11人乗りから30人乗りへ更新する。 (2019年度)
エレベーター未設置駅	・神奈川新町駅は、駅舎改修計画と併せてエレベーター設置の計画を進める。(2019年度～)
大規模な改良を実施する駅	・品川駅、北品川駅、産業道路駅、小島新田駅は、連続立体交差事業に合わせバリアフリー法に準拠した施設の施工計画を立てる。(2019年度～)
ホームドア整備駅 (一部ホームと車両との段差および隙間の改修を含む)	・京急蒲田駅、京急川崎駅、横浜駅、上大岡駅 (2020年度までに整備予定)

ホームと車両との隙間を改修する駅	・川崎大師駅2番線の一部ホームと車両との隙間について改修を実施。(2019年度)
ホームと車両との段差を改修する駅	・黄金町駅のホームと車両との段差について改修を実施。(2019年度から実施予定)
車両	<ul style="list-style-type: none"> <li>・800形車両を1000形車両に1編成6両代替する。また、1編成8両を増備し、合計2編成14両の移動等円滑化に対応した(1列車ごと2箇所以上の車いすスペース設置、車内案内表示器の明瞭化、車両連結部のプラットホーム転落防止設備設置等)新造車両を導入する。(2019年度)</li> <li>・1000形車両の車内案内表示器ディスプレイ化を4編成24両実施する。(2019年度)</li> </ul>

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
係員による旅客支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道をご利用になるお客さまが安全かつ安心して駅等の施設をご利用いただけるよう、お客さまに対して声かけを終日実施することにより線路転落事故等を防止する。声かけを行う取組みを所属員全員に主旨の周知と実行を図る。</li> <li>・お客さまの身になった安心で快適なサービスを提供するため、乗務員および駅係員に「サービス介助士」の資格取得を進める。</li> </ul>
筆談器の更新	・全72駅の筆談器を更新する。(2019年度)

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
駅での案内サイン	・乗車位置案内サインについて、ホームドア等設置に伴い、号車・ドア位置を明記した案内サインの設置と併せて触知盤を設置する。(2019年度～)

Web・アプリでの情報提供	・当社のホームページをウェブアクセシビリティ（文字サイズの配慮，ページタイトルの見易さ等）に対応したものに更新する。（2019年度）
---------------	--

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バリアフリー法に関する教育の実施	・施設および車両の設計する職員等に対して，適切な対応を確実にを行うため，移動等円滑化に関する接遇ガイドラインやバリアフリー整備ガイドライン等の教育を実施する。
障がい者の接遇に関する民間資格取得の実施	・乗務員および駅係員は，サービス介助士取得研修および普通救命講習（自動体外式除細動器業務従事者）の受講を必修とする。（3年に1度資格更新時，フォロー研修を実施）
接遇教習の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初歩的な手話の単語や会話を毎月，駅内教習で全駅係員に実施する。</li> <li>・移動制約者のサポート（視覚聴覚に障がいのあるお客さま・車いすご利用のお客さま）教習を駅内教習年間計画の項目として全駅係員に実施する。</li> <li>・交通エコロジー・モビリティ財団主催「交通サポートマネージャー」研修を本社職員が受講し，現業職員に情報共有を図る。</li> </ul>

III 移動等円滑化の促進のためIIと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> <li>・各自治体や施設関係者が開催するバリアフリー関係の会議にバリアフリー担当部署が出席し，関係者からのご要望等を施設や車両，接遇対応等の担当部署（以下，社内）に情報共有し，改善を図る。</li> <li>・障がい当事者と意見交換会を開催する。</li> <li>・京急ご案内センター等に寄せられたバリアフリーに関する意見を集約し，社内に情報共有し，改善を図る。</li> <li>・バリアフリー化は関係する部署が多いことから，鉄道本部鉄道統括部が社内のとりのまとめ，全体調査や対外的な調整を行う。</li> <li>・ホームドア設置を計画的に推進するため，社内に部門横断の調整会議を設け，検討を進める。</li> </ul>
---

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
該当なし		

V その他計画に関連する事項

該当なし
------

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。